

令和3年度

第3回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和3年度第3回江別市農業委員会定例総会議事録

令和3年6月30日（水） 午後3時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員（20名）

佐藤和人
大井川和雄
西純一
三好雄一
百瀬誠記
田中浩一
中田和孝
清水雅彦
山田保彦
伊藤良明
保倉浩行
中島清文
佐藤昇
得能謙二
渡部正廣
工藤多希子
山口利夫
長谷川礼子
松下博樹
浅野目貴史

2 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	岩	渕	淑	仁
	主幹	前	田	幸	一
	主査	川	合	正	洋
	主任	大	野	慶	廣
	主任	岩	佐	吉	記
	主任	金	澤	由	希

3 議事日程

- | | | |
|-------|------------|----------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 報告第10号 | 現況証明願及び照会について |
| 日程第5 | 報告第11号 | 農地法第5条の規定による届出について |
| 日程第6 | 報告第12号 | 第3回農地常任委員会開催結果報告について |
| 日程第7 | 議案第9号 | 下段面積（別段の面積）の設定について |
| 日程第8 | 議案第10号 | 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分） |
| 日程第9 | 議案第11号 | 第3回農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第10 | 推薦第1号 | 江別市経済審議会委員の推薦について |

4 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和3年度第3回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は20名で、定足数に達しております。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、百瀬委員、得能委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
令和3年度第3回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。
令和3年6月30日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
○事務局長 ご報告申し上げます。
令和3年度第2回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
以上でございます。
○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第10号

- 議長 日程第4 報告第10号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
岩佐主任。
○岩佐主任 報告第10号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。
今回願出がありましたのは、No.9からNo.10の計2件でございます。

土地の所在等は記載のとおりで、全3筆 公簿地目 畑747.00㎡を内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。

これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。以上でございます。

- 議長 これより報告第10号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第10号を終結いたします。

◎報告第11号

- 議長 日程第5 報告第11号 農地法第5条の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

- 大野主任 報告第11号 農地法第5条の規定による届出についてご説明申し上げます。

今回届出がありましたのはNo.1の1件で、所在、地番等につきましては、記載のとおりでございます。

内容につきましては、市街化区域内の農地について権利の移動を伴い転用しようとするものであり、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

転用目的は、納屋の設置をしようとするものでございます。

審査の結果、受理相当と認められましたので、農地事務取扱要領に基づき受理したものでございます。

以上、1件 現況地目 畑1筆118.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

- 議長 これより報告第11号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第11号を終結いたします。

◎報告第12号

- 議長 日程第6 報告第12号 第3回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

- 農地常任委員長 報告第12号 令和3年度第3回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 農地法第5条の規定による許可申請について (知事処分)

付議事件2 第3回農用地利用集積計画の決定について
事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

- 議長 これより報告第12号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第12号を終結いたします。

◎議案第9号

- 議長 日程第7 議案第9号 下限面積(別段の面積)の設定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

前田主幹。

- 前田主幹 それでは私から、議案第9号 下限面積(別段の面積)の設定についてご説明申し上げます。

北海道では原則2ヘクタール以上とされている下限面積ですが、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることとなっております。

農業委員会の適正な事務実施について(平成21年1月23日付け 20経営第5791号 農林水産省経営局長通知)が、平成22年1月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積(別段の面積)の設定や修正の必要性について審議することとなっております。

このため、下限面積(別段の面積)の設定について、次のとおり提案いたします。

1 農地法施行規則第17条第1項の適用について

方針は、別段の面積の設定は行わない。

理由は、2020年農林業センサスでは2ヘクタール以上の農業経営体数が市内の総数の8割を上回っていたことから、現行の下限面積が市内の実情に適しているため。

2 農地法施行規則第17条第2項の適用について

方針は、別段の面積の設定は行わない。

理由は、昨年度の農地パトロール(利用状況調査)では遊休農地が確認できなかったことから、別段の面積の設定により農地の保全及び有効利用を図る必要がないため。

以上でございます。

- 議長 これより議案第9号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第9号を採決いたします。

下限面積(別段の面積)の設定について、提案2件、可とする決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎議案第10号

○議長 日程第8 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。
大野主任。

○大野主任 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)をご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.2からNo.4の計3件でございます。

本件は3件いずれも、市街化調整区域における権利の設定又は移転を伴う転用で、北海道知事処分事件となるものでございます。

No.2の転用目的は、8月29日に開催予定の花火大会の来場者用臨時駐車場で、終了後、農地に復元される一時転用案件でございます。

No.3とNo.4は共に、転用目的は窯業へ供給する粘土を採取する事業の前段の埋蔵文化財の試掘調査を行うもので、調査後、農地に復元される一時転用案件でございます。

いずれも、農地法等関係条項に照らし、許可相当と考えられます。

以上、3件 畑5筆99,883.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第10号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、知事処分、申請3件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第11号

○議長 日程第9 議案第11号 第3回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。
岩佐主任。

○岩佐主任 議案第11号 第3回農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江別市から農業委員会に対して農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、利用権設定に係るものが1件1筆17,291.00㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長 これより議案第11号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

第3回農用地利用集積計画の決定について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎推薦第1号

○議長 日程第10 推薦第1号 江別市経済審議会委員の推薦についてを議題といたします。

江別市経済審議会条例第3条に規定されている委員について推薦依頼がありましたので、当職において指名推薦いたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、江別市経済審議会委員に、渡部正廣委員を推薦いたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました、渡部正廣委員を江別市経済審議会委員に推薦することに決しました。

閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
令和3年度第3回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後3時44分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月30日

議長（会長）

署名委員

署名委員